

(参考資料2)

独立行政法人の役員の業績勘案率関係資料

総務省	1
文部科学省	2
経済産業省	4

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」

の決定についての申し合わせ

総務省

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」は、以下の考え方に
基づき決定することとする。

1. 役員退職金の「業績勘案率」は、当該役員が在職期間中の独立行政
法人の業績についての評価（以下の式により算出される当該役員の在
職期間中の当委員会の評価の平均値。以下「基準業績勘案率」とい
う。）を基準とする。

$$\begin{aligned} \text{「基準業績勘案率」} &= \Sigma [\text{1.75} \times (\text{n 年度の AA 評価項目数}) + \\ &\quad \times 1 \quad \text{1.25} \times (\text{n 年度の A 評価項目数}) + \\ &\quad \text{1.00} \times (\text{n 年度の B 評価の項目数}) + \\ &\quad \text{0.75} \times (\text{n 年度の C 評価の項目数}) + \\ &\quad \text{0.25} \times (\text{n 年度の D 評価の項目数})] / (\text{n 年度の 評価項} \\ &\quad \text{目数}) \quad \times 2 \\ &\quad \text{(評価の年度数)} \end{aligned}$$

- ※ 1 「基準業績勘案率」は小数点以下第 2 位まで求める（小数点以下第 3 位を四捨五入）ものとする。
- ※ 2 [] 内の数値は小数点以下第 3 位まで求める（小数点以下第 4 位を四捨五入）ものとする。
なお、n=平成 13 年度は、「AA」を「A」と、「A」を「B」と、「B」を「C」と、「C」を「D」と、「D」を「E」と読み替えるものとする。

2. 各分科会は、上記 1 により算出される「基準業績勘案率」に、当該
役員の法人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を考
慮して、0.0～2.0 の間で当該役員の業績勘案率（小数点以下 1 位まで）
を決定する。
3. なお、在職期間が 1 年に満たない場合は、業績勘案率は 1.0 を基準
とする。

「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方

平成 16 年 3 月 24 日
文部科学省独立行政法人評価委員会

1. 「業績勘案率」の決定について

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）」により、文部科学省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が「業績勘案率」を決定するに当たっては、「各年度の機関の業務実績評価」（以下「年度実績評価」という。）の結果と「個人の業績」の評価の結果に基づき決定する。

具体的な評価の方法は、以下のとおり。

(1) 「機関実績勘案率 α 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」の結果に基づき、次の表に即して求めた率を α とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

機関実績勘案率	判断の基準
1.6 ～ 2.0	中期目標に規定する大半の目標の達成状況が著しく高い結果となった。
1.1 ～ 1.5	総合的に勘案して中期目標以上の実績となった。
1.0	総合的に勘案して概ね中期目標どおりの実績となった。
0.5 ～ 0.9	総合的に勘案して中期目標が達成されなかった。
0.0 ～ 0.4	中期目標に規定する大半の目標の達成状況が著しく低い結果となった。

(2) 「個人業績勘案率 β 」の算出

当該役員の任期中の役員としての法人運営（注．業務運営、管理運営の双方を含む）に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果に基づいて評価委員会が評価を行い、その評価結果を次の表に即して求めた率を β とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

個人業績勘案率	判断の基準
1.6 ～ 2.0	極めて優れた法人運営を行った。
1.1 ～ 1.5	優れた法人運営を行った。
1.0	概ね適切に法人運営を行った。
0.5 ～ 0.9	法人の業務遂行に一部支障を与える法人運営を行った。
0.0 ～ 0.4	法人の業務遂行に著しく支障を与える法人運営を行った。

(参考) 個人業績勘案率算出にあたっての評価の観点の例

- ・組織統率力（リーダーシップ、経営理念の職員への浸透、職員との意思疎通等）
- ・業務運営のマネジメント（長期的なビジョン、先見性、変化への対応、困難な課題への挑戦、適切な資源配分、社会への説明責任等）
- ・財務・会計マネジメント（コスト合理化・効率化、外部資金の導入等）
- ・組織・人事マネジメント（適材適所の配置、組織改革、職員へのインセンティブ付与、人材の確保・育成等）
- ・危機管理
- ・適正な監査（的確な状況把握・問題点の指摘、中立性の確保等）

(3) 「業績勘案率 ε 」の算出

上記で求めた数値 α 及び β に、「機関実績勘案率」と「個人業績勘案率」との配分率 x 、 y （注．各法人の特性に応じ決定）を乗じ、「業績勘案率 ε 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

$$\varepsilon = x \alpha + y \beta \quad (\text{但し } x + y = 1, \quad 1 > x > 0, \quad 1 > y > 0)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \varepsilon : \text{業績勘案率} \\ \alpha : \text{機関実績勘案率} \\ \beta : \text{個人業績勘案率} \\ x : \text{機関実績勘案率の配分率} \\ y : \text{個人業績勘案率の配分率} \end{array} \right.$$

2. 通知の手続き等

- (1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定するに当たり、予め総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (2) 評価委員会は、「業績勘案率」が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに文部科学大臣に通知する。（注．文部科学大臣は評価委員会から通知を受けた場合は、内閣官房長官に通知することとしている。）
- (3) 本「考え方」については、今後行われる業績勘案率の決定の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。

独立行政法人の役員退職金について

平成16年2月
経済産業省

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成15年12月19日閣議決定;別紙参照)を受け、独立行政法人の役員退職金の算定に際して、支給率の引き下げ及び業績勘案率の導入などの方針が全府省ベースで決定されたところ。これを受け、経済産業省所管独立行政法人については、以下のとおり規程を整備する。

【閣議決定で定められた計算式】

$$\text{退職金額} = \text{俸給月額} \times \text{在職月数} \times 0.125 \times \text{業績勘案率}(\%)$$

(※)業績勘案率は、0.0～2.0の範囲内で独法評価委員会が決定

【業績勘案率の決定方法】

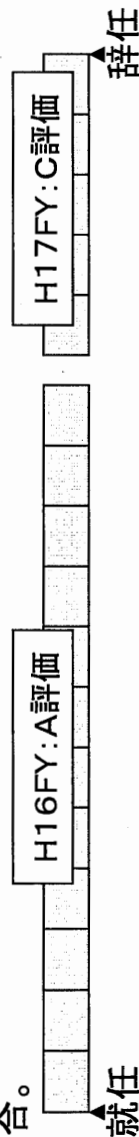
$$\text{暫定業績勘案率} = (\sum \text{年度業績勘案率}(\%) \times \text{在職月数のうち当該年度に属する月数}) \div \text{在職月数}$$

(※)年度業績勘案率は、右表を基に算出する。

暫定業績勘案率を基準として、評価委員会が業績勘案率を決定する。

【具体例】

H16年4月に就任し、H17年8月に辞任した場合で、H16FYがA評価、H17FYがC評価だった場合。



$$\text{暫定業績勘案率} = (1.5(\text{A評価}) \times 12 + 0.5(\text{C評価}) \times 5) \div 17 = 1.2$$

年度業績勘案率

【5段階法人】

評価結果	年度業績勘案率
AA	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

【3段階法人】

評価結果	年度業績勘案率
A	2.0
B	1.0
C	0.0

独立行政法人経済産業研究所役員退職手当規程

平成13年11月1日
規程第23号

改正 平成14年4月1日 平成14・3・27 独経研第7号

改正 平成15年6月15日 平成15・6・4 独経研第4号

改正 平成16年1月1日 平成15・12・25 独経研第1号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときにはその役員に支給し、死亡したときにはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号に該当し解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその役員の本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第5条の2第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 業績勘案率は、次項で定める暫定業績勘案率を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に経済産業省独立行政法人評価委員会が決定する数とする。
- 3 暫定業績勘案率は、役員が在職した各事業年度に係る経済産業省独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して次の表に定める各事業年度毎の業績勘案率（以下この条において「年度業績勘案率」という。）に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数とし、小数点第2位を四捨五入するものとする。

評価の結果	年度業績勘案率
AA	2. 0
A	1. 5
B	1. 0
C	0. 5
D	0. 0

4 前項の規定により計算した暫定業績勘案率が1. 5を超え、かつ役員が在職した各事業年度における経済産業省独立行政法人評価委員会の評価の結果における AA 評定の数が1以下である場合又は役員が在職したいずれの事業年度においても、独立行政法人通則法第44条第3項に規定された余剰金の使途に充てる額の承認を受けていない場合は、前項の規定にかかわらず、暫定業績勘案率を1. 5とする。

5 第3項の規定により計算した暫定業績勘案率が0. 5を下回り、かつ役員が在職した各事業年度における経済産業省独立行政法人評価委員会の評価の結果における D 評定の数が1以下である場合は、第3項の規定にかかわらず、暫定業績勘案率を0. 5とする。

(退職手当の返納等の取り扱い)

第4条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第12条第1項、第3項及び同法第12条の2第1項、第3項及び第4項並びに同法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、「公務」とあるのは「研究所の業務」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計在職月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまでは順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職期間から同様に1月を減ずるものとする。

(退職手当に係わる特例)

第5条の2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項

に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る本棒月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における本棒月額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

（再任等の場合の取扱い）

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続いて在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支払い）

第7条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、第3条第2項の規定に基づき経済産業省独立行政法人評価委員会が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員の在職した最終年度の前の年度までの年度業績勘案率をもとに第3条第3項の規定に準じて算定した暫定業績勘案率をもとに第3条第1項に基づいて算出した額（以下「暫定退職手当額」）を最終年度の前の年度に係る経済産業省独立行政法人評価委員会の評価の結果の

通知を受けた日又は支給事由の発生した日のうちいずれか遅い日に支払うことができるものとする。なお、その場合は前項の規定により支払う退職手当の額から暫定退職手当額を控除するものとする。

- 3 第3条第1項ただし書きの規定は、前項に基づき暫定退職手当額を算出する場合について準用する。この場合において、第3条第1項ただし書き中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、退手法第11条の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第9条 遺族からの排除については、退手法11条の2の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところにより退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14・03・27 独経研第7号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職の役員として基準日以降引き続いて在職した後、退職した場合における退職手当の額は、第3条の規程にかかわらず、当該退職の日における本俸月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 前項の本文の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則 (平成15・6・4独経研第4号)

この規程は、平成15年6月15日から施行する。

附 則 (平成15・12・25独経研第1号)

- 1 この規程は、平成16年2月10日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員のうち、就任日が平成14年3月31日以前の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職日における本俸月額 100 分の 36 に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額と当該退職日における本俸月額 100 分の 28 に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額の合計額（改正前の第3条第2項の規定については、なおその効力を有する。）及び当該退職日における本俸月額 100 分の 12.5 に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 基準日の前日に現に在職する役員のうち、就任日が平成14年4月1日以降の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職日における本俸月額 100 分の 28 に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額（改正前の第3条第2項の規定については、なおその効力を有する。）及び当該退職日における本俸月額 100 分の 12.5 に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。